

(案)

杜の都 防災力向上マンション認定制度

—震災に強いまちを目指して—



1. 制度の概要

マンションにおける防災活動のさらなる充実や、建物性能の向上を図ることを目的に、マンションの防災力を仙台市が認定します。

2. 認定のしくみ

「建物性能」または「防災活動」の項目で評価し、マンション防災力を認定します。

取り組みの内容や活動段階などにより、それぞれ星の数（最大2つ星）で認定します。また、「建物性能」と「防災活動」のすべての項目に取り組んだ場合は、最大4つ星となります。

認定されたマンションは、市のホームページに掲載されます。

3. 評価の基準

(1) 建物性能

以下の「①建物の耐震性能」「②建物の防災性能」のすべての項目を満たした建物について認定(耐震性能がAの場合は☆2つ、Bの場合は☆1つ)します。なお、耐震性能においてAを選択した場合のみ計画の段階でも認定します。

①建物の耐震性能

	項目	認定基準
耐震性能	建物の耐震性 (A又はBいずれかを選択)	A 住宅性能評価(構造の安定に関すること) 1-1 耐震等級(構造躯体の倒壊等防止) 等級2以上 1-2 耐震等級(構造躯体の損傷防止) 等級2以上
		B 住宅性能評価(構造の安定に関すること) 1-1 耐震等級(構造躯体の倒壊等防止) 等級1以上 1-2 耐震等級(構造躯体の損傷防止) 等級1以上
	※既存建物で認定申請する場合は、既存住宅性能評価(構造躯体の倒壊等防止)の等級1以上または免震建築物の評価を受けること	住宅性能評価(構造の安定に関すること) 1-3 その他(地震に対する構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止) 免震建築物
		建築物の耐震改修の促進に関する法律 第8条に基づく認定

②建物の防災性能

	項目	認定基準
防災性能	非構造部材の落下防止	すべての窓(通常、人が通行する部分の上部に限る)について安全ガラスを使用すること または、バルコニー設置等の落下防止措置を講じること
	建物の耐火性	耐火建築物であること
	防災備蓄倉庫設置 (高層階住戸への配慮)	避難階に防災備蓄倉庫を設置すること ただし、居住する階から倉庫のある階までの最長歩行距離 5 層以内となるよう配慮すること
	避難場所の確保 (集会室・エントランス等)	低層部に集会室又は区画可能なオープンスペースを確保すること (一戸当たり 0.5 m ² 以上、かつ最小面積 30m ²)
	家具の転倒防止対策 (壁下地設置)	壁下地を設置すること(計画認定を受ける建物に限る) ただし、免震建築物で家具の転倒の恐れがない場合は省略できる
	耐震ドアの設置	耐震対策が行われている玄関ドアを設置すること (JIS A 4702 に規定する D-3 等級以上)
	エレベーター対策	地震時管制運転装置を設置すること

☆☆(星2つ):「建物の耐震性能」がAで「建物の防災性能」のすべての項目を満たした建物を認定します。

☆(星1つ):「建物の耐震性能」がBで「建物の防災性能」のすべての項目を満たした建物を認定します。

(2) 防災活動

①の活動の計画が作成された段階で認定(☆1つ)します。また、②の活動が実施された段階で☆2つとなります。

①活動の計画

	項 目	認定基準
防災活動の計画	自主防災組織の結成	マンションで自主防災組織を結成すること
	防災マニュアルの策定	防災マニュアルを作成すること
	防災活動の計画策定	防災活動の取り組みについての計画を作成すること

②活動の実施

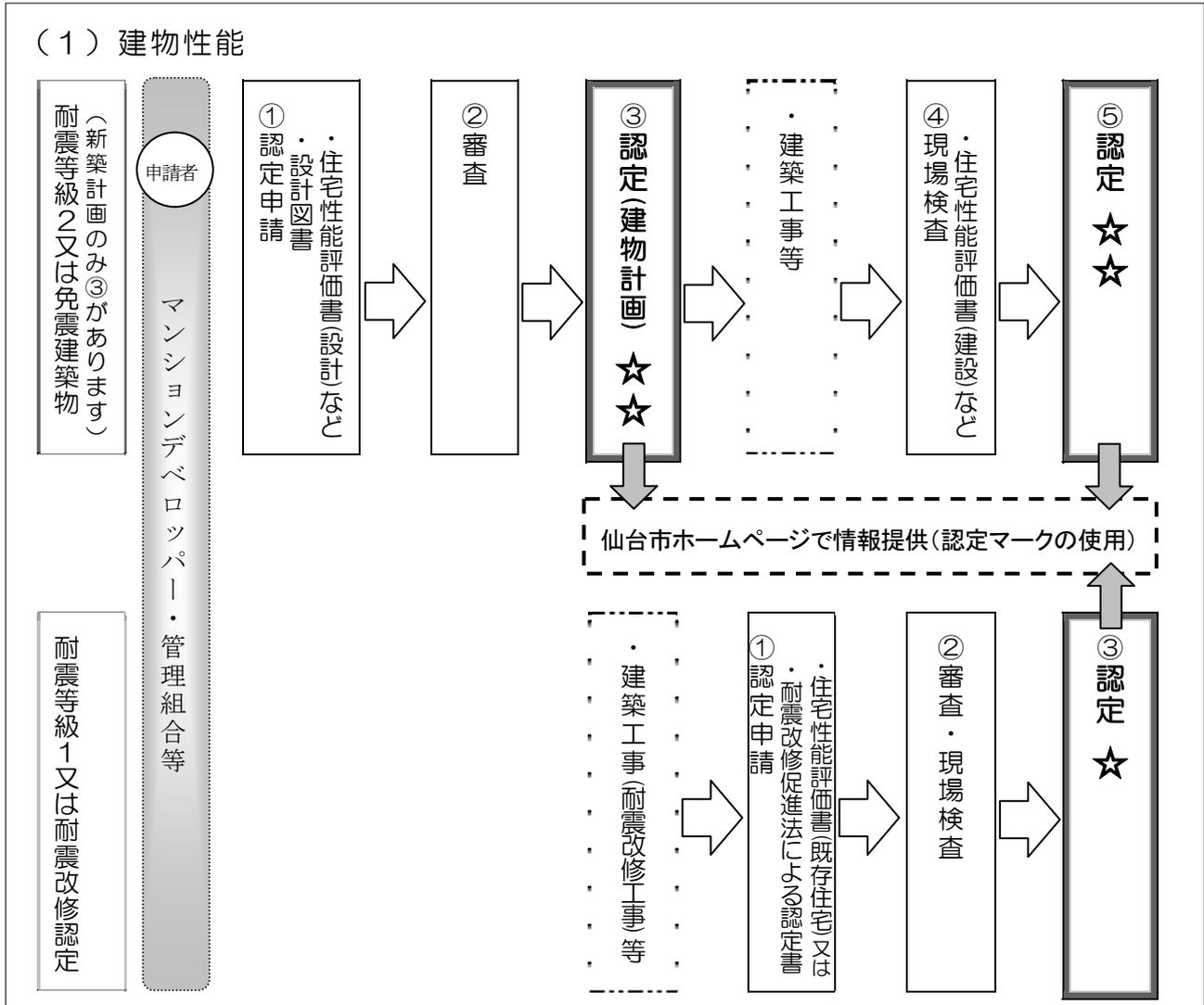
	項 目	認定基準
防災活動の実施	防災訓練の実施	防災マニュアルに基づく防災訓練(年1回以上)を実施すること
	家具の転倒防止対策 (家具固定)	各戸の家具固定を実施すること
	地域の防災訓練への参加	連合自主防災組織やこれを構成する地元町内会の自主防災組織に加入し、地域の防災訓練へ参加すること
	地域の避難所運営に関する連携	地域の避難所運営委員会事前協議への参加、または、当該マンションが加入する町内会において避難所運営の役割分担を明確にすること
防災備蓄の実施	非常用電源の確保	照明・携帯電話充電用の発電機を確保すること
	災害用簡易トイレの確保	簡易トイレ用テント(1基/50戸)確保。又は、共用トイレとして使用可能な空間を確保すること 簡易トイレは各戸備蓄と合わせて20枚以上確保すること
	救急資機材等の整備	救助資機材を確保すること (バール、ジャッキ、ハンマー、布担架、救急箱) 防災用品を確保すること (ラジオ付きライト(乾電池)、標識ロープ、防水シート、粘着テープ、炊き出し用品、バケツ、給水用ポリ容器)
	飲料水の確保	飲料水は各戸備蓄と合わせて1週間分を確保すること
	食糧の確保	食糧は各戸備蓄と合わせて1週間分を確保すること

☆ (星1つ) : 「活動の計画」の段階で認定します。

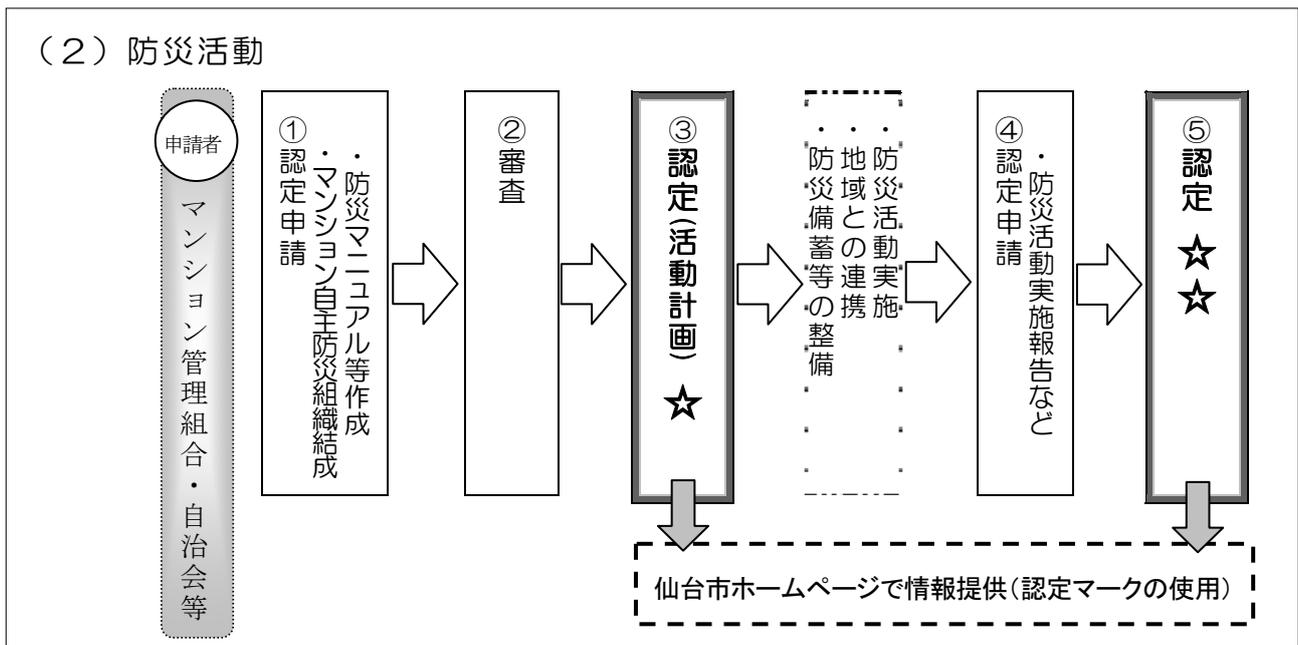
☆☆ (星2つ) : 「活動の計画」及び「活動の実施」の段階で認定します。

4. 認定手続き

(1) 建物性能



(2) 防災活動



〈認定申請・お問合せ先〉

仙台市 都市整備局 住環境部 住環境整備課
〒980-8671 仙台市青葉区国分町三丁目7-1
TEL 022-214-8323 / FAX 022-211-1918
E-mail tos009430@city.sendai.jp